

## [事案 2019-138] 名義変更無効等請求

・令和2年3月31日 裁定打ち切り

### <事案の概要>

元配偶者が契約者である自分の了解を得ずに名義変更を行ったこと等を理由として、名義変更等の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和61年12月に契約した養老保険および平成14年12月に契約した利率変動型積立終身保険（以下「終身保険」）について、平成27年に契約者および養老保険の満期保険金受取人が自分から元配偶者に名義変更された。その後、養老保険は平成28年12月に満期を迎え、終身保険は平成29年8月に解約されたが、以下の理由により、名義変更を無効とし、養老保険の満期保険金を自分に支払い、終身保険の解約を無効としてほしい。

- (1)名義変更手続きは、元配偶者が自分の全く知らないところで、断りもなく勝手に行ったものである。
- (2)自分は単身赴任のため5年ほど前から自宅には帰っておらず、その後元配偶者と調停により離婚が成立していることから、自分が名義変更手続きを行う状況にはなく、保険会社の担当者から確認の電話もなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)担当者は、実質的な契約の管理者であった元配偶者から申立人が現契約者欄に自署したことを確認したうえで、名義変更請求書を受け取った。仮に、元配偶者が署名したものであるとしても、申立人の了承を得て署名がなされているものである。
- (2)名義変更請求書には、契約時に申立人が登録した届出印が押印されており、申立人による意思表示であることが推認される。（申立人の届出印は申立人の了承のもとで、元配偶者が管理していたものである。）
- (3)仮に名義変更手続きが元配偶者の無権代理によるものであったとしても、当社に対する申立人の過去の言動から追認がなされている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、名義変更時の状況等を把握するため、申立人および名義変更時の取扱者（終身保険の募集人）に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人から元配偶者に代理権が授与されていたかどうか、および離婚調停において本契約がどのように取り扱われたかを明らかにするためには、申立人の元配偶者に対する証人尋問等が必要となるところ、当審査会はこのような手続を持たず、この点について明らかにすることは困難であるため、裁定手続を打ち切ることとした。